

## よみっこ 10 回目 202405 最近多い「兄弟相続」けっこう大変な事情

こんにちは。行政書士の清水栄です。八王子で遺言、相続、成年後見などをメインに活動しております。今回は最近多い「兄弟相続」についてのお話です。

今年の出生率は 1.26 でした。一人っ子が多いですね。でも昭和 22 年は 4.54 でした。平均で 4 人兄弟姉妹です。昭和 22 年生まれの方は今年 77 歳ですので、この世代の独身の方、配偶者だけで子どものいない方に万が一のことがあった場合は相続人は妻のみだけでなく兄弟姉妹も相続人になります。この兄弟相続は実はいろいろ大変です。

理由は 1) 相続人が縁遠いので状況把握が大変。成人した兄弟は遠方に住んでいることが多くひんぱんに交流していないことが多いです。財産状況やどのように暮らしていたかわかりません。多額の借金があることもあります。



2) 相続のためにそろえる戸籍が膨大。配偶者、子供がいる方の相続人を確定するためには亡くなった方の「生れてから亡くなるまでの全ての戸籍」が必要になります。さらに兄弟相続になると「亡くなった方のご両親の生れてから亡くなるまでの戸籍」も集めます。さらに相続人を確定させるために「兄弟姉妹の戸籍、住民票」も集めます。なんとその厚さは 100 万円の札束並みの厚さになることもあります。

3) 相続人が認知症だと成年後見人をつけないと相続手続きができない。さらに 77 歳というと後期高齢者ですのでご兄弟が生きていても「認知症」になっていることもあります。その場合は遺産分割協議書を作り相続を進めるためには「成年後見人」をつけないと手続きができません。相続放棄もできないのです。

ある案件です。A 夫さんが亡くなりました。妻以外の相続人は「A 夫の兄（認知症）」、「A 夫の次兄は死去し甥」、「A 夫の弟は死去し姪」でしたがいずれも連絡がとれませんでした。A 夫の妻は手紙、配達証明などで相続人に連絡を取ろうと数回にわたり試みましたが連絡が取れず途方にくれました。それを行うのは多くの場合、亡くなった方の配偶者である妻です。残された奥様がどうしたらいいか途方に暮れることが多々あります。

独身、またはお子様がいない方は「公正証書遺言」を作成しそこで遺言執行者を決めておくことをお勧めしています。そうすれば、相続に必要な膨大な戸籍集めや遺産分割協議書が不要になるのです。独身の、あるいは配偶者の亡くなった兄弟をお持ちの方は「のちのために遺言書を作っては？」とご兄弟に提案してみるのもよいですね。その場合に無料相談会や各種セミナーをご活用ください。

自分のうちはどうかしら？心配だわ・・・という方は月 3 回開催の無料相談会をご利用ください。3 月の無料相談会は 5/9 (木)、5/14 (火)、5/24 (金) です。ご予約はお早めに。

行政書士 清水栄 八王子生れ八王子育ち、商店会や町おこしにも尽力中 HP : <http://sakaekt.com> ☎090-3875-3484 予約はお電話かHPお問合せフォームからどうぞ。